

知多市新庁舎等設計委託要求水準規定書（案）

第1 本書の位置付け

本規定書は、発注者が本業務の実施に当たり、本業務の受託者に求める最低水準を規定するものである。

受託者は、仕様書の事項を遵守して業務を行うこととし、規定のない事項は、規定書の要求水準を基に、仕様書に規定する上限額の範囲内で、創意工夫を発揮した提案を行うこと。

なお、規定書と仕様書の間には矛盾や齟齬がある場合は、仕様書の解釈を優先するものとする。

また、本規定書における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
規定書	知多市新庁舎等設計委託要求水準規定書のこと。
発注者、市	知多市のこと。
本業務	知多市新庁舎等設計委託のこと。
受託者	本業務の受託者のこと。
仕様書	知多市新庁舎等設計委託特記仕様書のこと。

第2 要求水準

1 新庁舎等施設の概要

(1) 施設内容

設計する諸室等の内容は、次のとおりとすること。

参照：資料1「必要諸室及び諸元」

対象施設	対象機能	施設・整備内容	施設規模等
知多市役所 (新庁舎)	庁舎機能	<ul style="list-style-type: none">・特別職関係諸室・議会関係諸室・事務関係諸室・防災関係諸室・会議室等・共用部分・その他諸室	延床面積 約 11,000 m ²
	外部機関	<ul style="list-style-type: none">・観光協会（観光案内所）・指定金融機関・銀行ATM・ふるさとハローワーク・売店等	

	平面駐車場	・来庁者駐車場(おもいやり駐車場を含む。)	173 台程度
		・来庁者駐輪場	20 台以上
		・公用車駐車場(小型バス 1 台を含む。)	47 台
		・職員自転車駐車場	45 台以上
		・職員自動二輪車駐車場	15 台以上
	屋外附帯施設、 外構等	・屋外喫煙場所、備蓄倉庫、屋外倉庫、 ごみステーション、資源物保管庫、植栽 等	
朝倉駅前 駐車場	立体駐車場	・駅利用者駐車場	300 台程度

(2) 設計の前提となる構成計画の条件

新庁舎における各階層の構成は、資料を参考に、課の業務のつながりに留意して、業務効率の向上と質の高いサービスの提供を行うことができる配置とすること。

また、設計に先立ち、次の調査等のうち、必要なものを行うこと。

参照：資料 1 「必要諸室及び諸元」

資料 2 「施設構成図」

資料 3 「インフラ現況図」

資料 4 「消防水利状況図」

資料 5 「計画対象地区地質調査結果」

資料 6 「土壌汚染調査結果」

ア 電気・電話・情報ネットワーク

発注者は、計画対象地区内の無電柱化を検討しており、令和 5 年度に電線類地中化の予備設計を実施する予定である。

受注者は、電気、電話、情報ネットワークの接続及び引込の検討に当たり、市都市計画課及び関係機関と協議を行うこと。

イ 地中埋設物

配置計画の検討に当たっては、埋設物の埋設箇所地上部に新庁舎を配置しないよう注意すること。なお、管理者と協議し、排水機能を維持した上で、朝倉駅前駐車場を配置することは可とする。

ウ 電波障害

必要な場合、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に基づく電波障害影響調査（地上デジタルの電波障害を含む。）等を実施し、報告書を作成の上、発注者に提出する

とともに、関連する手続を実施すること。

エ その他調査

その他、設計に必要な調査を実施すること。

2 新庁舎等の設計に当たり配慮する事項等

(1) 近隣への配慮

ア 施設配置の検討に当たっては、近隣への日照や工事現場及び完成後の施設から発生する音、臭い、振動、眩光、夜間照明等の影響に十分配慮すること。

参照：知多市環境基本条例 等

イ 乗入口は、2箇所を想定しており、新庁舎は北寄りの配置とし駅舎側の乗入口を、朝倉駅前駐車場は南寄りの配置とし堤防側の乗入口を利用する施設配置とすること。

(2) 周辺交通への配慮

ア 新庁舎及び朝倉駅前駐車場建設予定地に接する道路は、市の幹線道路であるため、施設配置の検討に当たっては、道路への滞留発生の抑制に配慮すること。

イ 必要に応じて、道路管理者（市）及び知多警察署と交通計画のための協議を行うこと。

ウ 鉄道敷地への近接作業が必要となる場合には、事前に名古屋鉄道株式会社と協議を行い、施工方法等の調整を行うこと。

(3) 景観への配慮

統一感があり、緑を活かした知多市の“顔”にふさわしい景観形成を検討すること。

参照：資料7「景観・環境づくりの方針」

(4) ライフサイクルコスト縮減への配慮

ア 長期修繕計画に基づくライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること。

イ 建物の長寿命化に配慮し、建築・設備の維持管理、修繕、更新の容易性に配慮した施設計画とすること。

参照：「知多市公共施設等総合管理計画」

ウ 諸室の用途変更や改修に対応できるよう、適切な階高や積載荷重の設定、設備や間仕切り可変性など、長期使用を前提とした性能を確保すること。

エ 行政ニーズの変化や情報通信技術の革新などに対応できる施設計画とすること。

3 新庁舎の設計において要求する施設性能等

(1) 建築計画の要求水準

ア 造成計画

(ア) 造成計画は、周辺環境に配慮して計画すること。

(イ) 台風や局地的な豪雨などの発生時にも新庁舎の敷地内及び隣接地に水害が生じないよう、地盤面の高さや排水計画に配慮すること。

(ウ) 当地は、液状化のおそれの高い地域であることから、大地震等の発生により、建物に不同沈下等、液状化の被害が生じないよう必要な地盤改良等を計画すること。

参照：愛知県「東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成 23-25 年度）」

イ 外構計画

(ア) 雨天時にも、各施設への出入りがスムーズとなるよう工夫すること。

(イ) 市の木及び花である、梅、ヤマモモ、ツツジを使用し、知多市らしさをアピールする積極的な緑化を検討すること。

なお、樹木の植栽は、根が舗装やインターロッキングブロックの割れなどを生じないよう配慮して配置を検討すること。

また、植栽、花壇等の維持管理に必要となる散水栓等の設備を適切に配置すること。

(ウ) 新庁舎に隣接して、多様な活用が可能で、来庁者や駅利用者が日常的に滞留できる広場空間を設けること。広場空間は、駅前ロータリーとの動線を考慮し、開放感のある空間を意識すること。

a 広場空間には低木などを配置し、空間の質の向上に努めること。

b 災害発生時などの緊急時には、来庁者や職員が緊急避難場所として、当該広場を利用することも想定した計画とすること。

c 多様な活用ができるよう、外部電源を設けること。

(エ) 新庁舎に隣接し、発注者が指定する台数を目安に駐車場（来庁者用、おもいやり駐車場、公用車用）を平面で設けること。

駐車場の仕様は次のとおりとし、維持管理及び運営が円滑に実施できるようゾーニングすること。

a 前面道路から見やすい位置に駐車場の満・空表示や車の出庫を知らせるランプ等の機器を設置する計画とすること。

b 駐車場は料金ゲートを設置し、有料とする予定である。料金ゲートの設置に当たっては、前面道路への車両の滞留が発生しないよう留意すること。

c 来庁者用出入口付近に料金ゲートに対応する事前精算機の設置を想定した計

画とすること。

d 公用車が常時出入りするため、発注者が指定する特定の車両が円滑に出入りできるように配慮すること。

(o) 構内舗装・排水の設計基準は、原則、次の基準と同等以上とし、景観や排水負荷軽減に配慮したものを選定すること。

参照：「構内舗装・排水設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部整備課監修）」

(k) 構内の雨水排水は、管きよ等による排水と合わせて、流出量の抑制と平滑化及び地下水の涵養を図るため、浸透管、浸透柵などの浸透式排水を検討すること。

(き) 夜間に人の往来が想定される場所には、照明設備を適切に配置すること。

(ク) 資料の移設予定物について、中街区A-1の区画内への移設を計画し、移設方法を提案すること。移設の際には原則保険を付保し、適切な管理を行うこと。

参照：資料8「残置又は移設予定物」

(ケ) 新庁舎と朝倉駅前駐車場の敷地境界が目視により確認できるように、適切な位置に景観に配慮した境界ブロック等の設置を計画すること。

ウ 建物外観計画

(ア) 機能性を重視しつつ、市の玄関口にふさわしいにぎわいを形成する空間に調和するデザインとすること。

参照：資料7「景観・環境づくりの方針」

(イ) 窓は、建物内を見せる場所、見せない場所を意識して配置すること。

(ウ) 外装等の仕上げは、構造躯体の保護を考慮して計画すること。

エ 配置・ボリューム計画

(ア) 階数は、地上5階建程度とし、地下階は免震装置等を設置する部分を除き、設けないものとする。

(イ) 避難誘導や救助活動も考慮し、合理的かつ安全でわかりやすい施設配置とすること。

(ウ) 建築面積は、特に低層階の機能配置とトータルコストの低減に配慮して検討すること。

(エ) 計画対象地区の環境と調和し、市民に広く開かれた計画とすること。

(オ) 駅周辺の人の動きを意識した施設配置や、建物の1階部分をガラス張りにするなどの工夫により、建物内外に開放的で、一体的なにぎわいの創出を可能とする空間を形成すること。

(カ) 各諸室の適切な天井高さを確保した上で、全体高さを抑え、近隣への圧迫感の低減、ボリューム低減などを図ること。

(キ) 周辺地域住民の生活環境に十分に配慮し、建物の配置及び高さ並びにプライバシー保護や騒音対策を考慮すること。

(ク) 施工性に配慮し、建物を極端に敷地の端に寄せないように注意すること。

オ 動線計画

(ア) 利用者が迷うことなく円滑に目的を達成できるよう、合理的な動線計画とすること。

(イ) 人と車両（自動車、自転車）の動線を分離し、安全性を確保すること。

(ウ) 各施設の利用者動線とサービス動線（機材搬出入ルート、ごみ収集車用ルート等）を明確に区分すること。

(エ) 自転車、自動二輪車の敷地内への動線は、自転車駐車場の位置や自動車の動線を考慮し、自動車の入出ゲートに隣接して設けること。

(オ) おもいやり駐車場から新庁舎の出入口までの動線には、屋根を設置する計画とすること。

なお、正面出入口付近は、庇等を張り出し、乗降場を計画すること。

(カ) 建物内は、各部門の役割と来庁者の関係を理解し、利用者が迷うことなく円滑に移動できるような合理的な動線計画とすること。

(キ) 来庁者空間と執務空間を明確に区分し、来庁者、職員ともにスムーズな動線となるように配慮すること。

なお、建物内における来庁者と職員の動線は分離させることを基本とする。

(ク) 建物内の廊下には、待合等を除き原則として机、椅子など通行の妨げとなるものを配置しないようにすること。

(ケ) 新庁舎と朝倉駅前駐車場への車両の乗入口は完全に分離すること。

なお、新庁舎は駅舎側の乗入口を、朝倉駅前駐車場は堤防側の乗入口とする。ただし、公用車は、緊急時等を想定し、どちらの乗入口からも出入りできるよう駐車場の配置及び動線を考慮すること。

(コ) 新庁舎と朝倉駅前駐車場の敷地間移動のしやすさに配慮すること。

カ 平面計画

(ア) 運営形態、使用状況及び管理区分を踏まえ、業務間や各課の連携に配慮した明確なゾーニングとすること。

参照：資料1「必要諸室及び諸元」

資料9「現状各課等主要業務一覧」

(イ) ゾーニングに当たっては、機能ごとに関連のある部署を同一階に配置することを基本とし、同一課又は業務窓口が上下階に分離しないようにすること。

参照：資料2「施設構成図」

(ウ) 平面計画及び階構成は、課や諸室の特性を理解し、利用者の利便性やバリアフリー、安全性、防災性（避難誘導の容易性など）、経済性、プライバシー確保などを考慮して計画すること。

(エ) 各階の執務室は、原則まとめて配置し、来庁者の動線が長くないような計画とすること。特に低層階については、ワンストップ窓口を強く意識し、来庁者

の利便性に配慮した配置とすること。

- (オ) 機械設備、電気設備等は、屋上防水設備のメンテナンス性に配慮して、可能な限り屋上に設置するなどし、延床面積の縮小を図ること。
- (カ) 共用部分については、不特定多数の人が往来することに配慮して、余裕を持った空間とすること。

キ 運営形態、使用状況

次の現庁舎の運営形態、使用状況を参考に、各機能の配置や動線を計画すること。

- (ア) 執務のために閉庁時間又は閉庁日に職員等が在庁している場合がある。
- (イ) 閉庁時間及び閉庁日の出入口は、時間外出入口のみとしている。

<現況> 開庁時間及び閉庁日

機能	運営主体	開庁時間	閉庁日
庁舎	市	8:30~17:15 また、次のとおり延長等を実施している。 ・毎月第1・第3木曜日 ~19:15 (市民窓口課) ・毎月第3木曜日 ~19:00 (収納課) ・毎月第4日曜日 8:30~正午 (収納課)	土曜日 日曜日 祝休日 12/29 ~ 1/3

<現況> 宿日直時間

機能	運営主体	開庁日	閉庁日
庁舎	市	17:15~翌日 8:30 (業務委託により委託業者2人常駐)	8:30~17:15 (職員2人常駐) 17:15~翌日 8:30 (業務委託により委託業者2人常駐)

ク 仕上げ計画

- (ア) 清掃や補修、点検等、日常的な維持管理に配慮した計画とすること。
- (イ) 外装仕上げ材は、周辺環境に調和したデザインとすること。
- (ウ) 内装仕上げ材は、各部門、諸室の用途、利用内容や形態など各部署の特性に配慮した組合せとすること。
また、不特定多数の利用者が想定されるスペースや応接スペースなどは木質化を検討すること。
- (エ) 仕上げ材は、長寿命で耐久性に優れ、清掃及び補修がしやすいなど維持管理に配慮したものを選定すること。
また、地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した内外装材とすること。
- (オ) 施設改修時、解体時の廃棄物抑制、環境汚染防止に留意すること。

- (カ) 危険な凹凸を避け、怪我をしない素材を使用するなど、利用者の安全性に配慮すること。
- (キ) 執務スペースは、将来の機構改革におけるレイアウト変更などに対応できるように配慮した計画とすること。
- (ク) 各室の用途や機能に応じ、断熱、吸音材を採用すること。
- (ケ) 階下からの視線等に配慮すること。
- (コ) 色彩計画は、快適で明るい施設となるよう配慮すること。
- (サ) 床材は、耐久性に優れ、濡れても滑りにくい材質とすること。

ケ セキュリティ計画

- (ア) 不法侵入の防止、危険の予防、検知、避難の観点などから安全管理に配慮した施設とすること。
- (イ) 来庁者エリアと職員エリアを明確に区分し、入退室管理システム等で情報セキュリティの管理や防犯セキュリティの強化に努めること。
- (ウ) 開庁時間外は、時間外出入口以外の出入口は原則施錠する予定とする。
- (エ) 開庁時間外において、待合などの来庁者エリアから執務室等への侵入を防止する計画とすること。

コ 安全・防災・防犯計画

- (ア) 火災等の災害時には、安全かつ速やかに避難することができる計画とすること。
特に障がい者、子どもなど自力での避難が困難な利用者（要介助者）には十分に配慮すること。
- (イ) 避難誘導のためのサインを適切に設置すること。
- (ウ) 大規模災害時のライフライン（水、電力等）の確保に配慮した設備計画とすること。
- (エ) バルコニー、階段等は、落下防止に配慮した計画とすること。
- (オ) 建具等のガラスは、人や物の衝突を想定し、原則として複層化し、強化ガラスとすること。
参照：「ガラスを用いた開口部の安全設計指針（建設省住宅局監修）」
- (カ) 建物内外は、災害時の避難動線を確保し、利用者の安全を守るとともに、緊急車両の動線や寄付きも考慮して計画すること。
- (キ) 地形、地質、気象等の自然的条件による災害を防ぐため、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性を確保した施設とすること。
- (ク) 免震ピットへの浸水及び冠水について十分に配慮し、排水を計画すること。
- (ケ) 人の触れる部分の間仕切壁については、破損防止のため、衝撃に対する十分な強度を有する工法及び材料を採用すること。
- (コ) 大地震の発生に備え、各階の来庁者スペース各所にヘルメットを備え付けられる仕様とすること。

ただし、通行の妨げになる棚等を廊下に設置しないよう配慮すること。

サ 福祉計画・ユニバーサルデザイン

(ア) 施設整備計画全体を通じて、福祉関係法令を遵守すること。

参照：知多市バリアフリー基本構想 等

(イ) 敷地全体（建物内を含む。）を車椅子や杖の利用者も安全で快適に移動できるよう配慮すること。

(ウ) 各室のドアは、指定のある箇所を除き、可能な限り引き戸とすること。

(エ) 人が集まるスペースや往来の多い廊下等は、十分な広さを確保し、移動しやすい計画とすること。

(オ) 階段には、高齢者や子どもも使用しやすい手すりを設置する計画とすること。

シ 環境計画

(ア) 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）による評価を行い、非住宅（事務所等）において☆☆☆☆を確保するとともに、ZEB (Net Zero Energy Building) Ready以上の認証取得を目指し、積極的な省資源化及び維持管理経費の節減に努めること。

参照：「ゼロカーボンシティちた」宣言文

(イ) 建築物環境総合性能評価システム（CASBEE）による評価を行い、建築物の環境性能効率（BEE値）Aランク以上の取得に努めること。

(ウ) 「環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）計画指針」に基づき、できる限り二酸化炭素排出量（ライフサイクルCO₂）の削減に努めること。

また、駐車場や新庁舎からの排気が建物内に流入することにより、健康被害や不快感を与えないよう注意すること。

参照：「第5次知多市庁内環境保全率先実行計画」

(エ) シックハウス対策については、F☆☆☆☆を基本とすること。

(オ) 20kw以上の太陽光発電設備を整備し、来庁者の目に触れやすい場所に表示装置を設置するなど、自然エネルギーの利用、啓発に役立つよう配慮すること。

また、雨水利用、地中熱等の自然エネルギーの利用を検討すること。

(カ) 建物の木質化や愛知県産木材の使用に努めること。

参照：「知多市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」

(キ) 資源循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生を抑制し、建設におけるリサイクル資材の活用を検討すること。

ス サイン計画

(ア) 「知多市公共サインマニュアル」を参考に建物内外のサイン計画を作成し、事前に市の確認を受けること。

(イ) 視認性に優れ、障がい者や子ども、高齢者、外国人など全ての人がわかりやすい

サインとすること。

- (ウ) 視覚障がい者や聴覚障がい者に配慮した機器等（点字や音声案内）の設置について検討すること。
- (エ) 言語は、日本語、英語及びローマ字に対応することを基本とし、必要に応じて多言語化を検討すること。
- (オ) 屋外サイン及びその支持体のデザインは、街並みに調和したものとする。
- (カ) 庁舎案内、各窓口の業務案内、室名札の設置など、利用者に対し、親切でわかりやすい、きめ細かなサイン計画とすること。
- (キ) 来庁者が利用する部分には、情報提供や展示・啓発が行えるよう、掲示板やピクチャーレールの設置を計画すること。

セ その他

- (ア) 屋外から視認性の高い新庁舎の屋上に、旗竿3本(高さ5m以上)を設ける計画とすること。
- (イ) 視認性の高い場所に、屋外用掲示板（屋根、ガラス戸付き）並びに懸垂幕（2か所以上）及び横断幕の広報用設備を設置する計画とすること。屋外用掲示板は、新庁舎壁面への設置も可とする。
- (ウ) 不特定多数の人が通行する1階のエントランス等の壁面に絵画等を展示するスペースを設け、必要な下地等を整備する計画とすること。
- (エ) 官庁営繕関係統一基準などにより難しい新工法、材料、製品等を採用する場合は、当該性能、機能等を満たすことを証明し、発注者の承諾を得ること。
- (オ) ポスターの掲示場を含む情報コーナーを配置し、誰もが利用しやすい配慮をすること。

(2) 各諸室の要求水準

- ア 必要諸室、面積、仕様及び必要な設備は、資料を参照し、使用目的や機能に応じた最適な計画とすること。

また、利便性などの観点から受託者が適宜必要と考える諸室を提案すること。

参照：資料1「必要諸室及び諸元」

資料9「現状各課等主要業務一覧」

資料10「現状級別職員数」

資料11「必要窓口数等一覧」

資料12「要求ファイルメーター数」

- イ 各部署の配置は、資料の分類に従い、原則課単位で分散しないよう計画すること。

参照：資料2「施設構成図」

資料9「現状各課等主要業務一覧」

- ウ 資料中、市民サービス機能①の部署は、特に来庁者の動線を考慮し、可能な限り移動範囲が少なくなるような配置とすること。

参照：資料2「施設構成図」

エ 窓への庇、ブラインド、カーテンなどの設置は、室内の採光性、遮熱性、景観性に配慮し、経年使用に耐え得る素材を選定すること。また、開閉可能な窓には網戸を設置し、換気を行ったときに風通しが良い配置とすること。

なお、網戸は屋外に落下しないよう計画すること。

オ 新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の発生を考慮し、高い換気性能を確保するとともに、アクリル板の設置などの感染症対策を講じられる仕様とすること。

なお、感染症対策関連の備品調達は、別途発注者が行う。

(3) 構造計画の要求水準

ア 構造形式

(ア) 自重、積載荷重、その他の荷重及び地震荷重、風荷重に対して、構造耐力上十分に安全な計画とすること。

(イ) 構造計画上、複雑な形状となる場合は、適切にエキスパンションジョイントを設けること。

イ 耐震安全性の目標

施設の耐震安全性の分類は、次の基準に基づき、計画すること。

参照：「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（建設大臣官房官庁営繕部監修）」
「建築構造設計基準及び参考資料（建設大臣官房官庁営繕部監修）」

構造体の耐震安全性	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
非構造部材の耐震安全性	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う上、又は危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
設備の耐震安全性	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。

ウ 耐久性

(ア) 振動を伴う機器・器具・什器・備品については、振動障害を検討し、構造体と絶縁するなど必要に応じて十分な対策を施す計画とすること。

(イ) 鉄筋コンクリート造を採用する場合、普通コンクリートの設計基準強度は、 24 N/mm^2 以上とすること。

また、外部にさらされる部分は、鉄筋のかぶりの厚さを増すなど、耐久性に配慮すること。

(ウ) 規定書に記載のない事項は、日本建築学会諸基準を参考とすること。

なお、適用基準に示す性能等を満たすことを条件に、適用基準以外の仕様、方法などを選定することを認める。

エ 基礎構造

基礎免震の導入を前提とし、基礎構造を良質な地盤に支持させ、不同沈下等により建築物に影響を与えることのない基礎形式及び工法とすること。

(4) 電気設備計画の要求水準

ア 受変電設備

(ア) 2回線受電方式とし、構内は地中化を図った引込経路とすること。

(イ) 受変電設備は閉鎖型とし、省エネルギーを考慮した機器を選定すること。

また、経済的な電気契約のため深夜電力の利用なども検討すること。

(ウ) 受変電設備は、屋上防水のメンテナンスを考慮の上、新庁舎屋上部分への設置を検討し、保守及び将来の負荷の増設を見込んだ増設スペースを確保すること。

(エ) 負荷系統に適した変圧器構成とすること。

(オ) 電源設備は、通信、情報、音響に高調波などの影響を及ぼさないよう注意すること。

(カ) 受変電設備制御用として直流電源装置を計画すること。

なお、非常照明用の直流電源としての兼用も可とする。

(キ) 自家用発電回路に接続する設備等の停電時補償用に蓄電設備を設置すること。

(ク) 電源車の接続ができる計画とすること。

イ 自家用発電設備

(ア) 屋上防水のメンテナンスを考慮の上、新庁舎の屋上部分への設置を検討すること。

(イ) 各関連法規に定める予備電源装置として設けること。

また、汎用負荷にも供給可能とすること。

(ウ) 必要稼働時間は、72時間以上とする。

なお、蓄電設備による供給を合わせることも可とする。

(エ) 自家用発電設備用の燃料タンク等を外構部分に埋設するなど、容易に燃料の補充ができるよう計画すること。

(オ) 燃料補充時連続運転を可能とすること。

(カ) 商用電源を停電することなく、実負荷による点検ができるようにすること。

- (キ) 非常用電源供給範囲は、「建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）」の第10章「発電機回路とする負荷（事務庁舎）」（最新版）の甲類を基準とする。
- (ク) 自家用発電回路に接続する負荷は、次の表を基本とし、その他必要に応じて追加すること。

負荷の用途	負荷の種類	負荷の全容
防災用負荷	消火ポンプ、スプリンクラーポンプ、排煙ファン、排煙制御装置、機械排煙設備、自動火災報知器、非常用放送設備	全数
発電機運転に必要な負荷	発電機補機（燃料移送ポンプを含む。）	全数
非常用負荷	照明	50%程度 ただし、災害対応に必要な諸室は100%とすること。
	コンセント	50%程度 ただし、災害対応に必要な諸室は100%とすること。
	通信、連絡機器	電話、拡声、インターホン、テレビ共聴
	情報処理装置	サーバー室内、防災関係諸室内 その他執務室内の機器
	情報通信機器	防災行政無線機器、防災関係諸室内 その他執務室内の機器
	空調関連機器	サーバー室の空調 無窓の居室、給湯室の給排気ファンの全数
	中央監視設備	一式
	受水槽ポンプ、排水ポンプ等	一式
	エレベーター	1台（ストレッチャー対応のもの）

ウ 幹線・動力設備

- (ア) 幹線は商用系、発電機系、直流系、保守系とし、直接各階に送電する計画とすること。電源の切り替えは各階の分電盤で、手動で行える計画とすること。

なお、保守系は、通常は発電機系とし、保守点検などで全館停電させる際に仮設発電機を設置して電源を切り替えることで電源を確保するものを指す。

- (イ) 共用動力制御盤より、各種動力機器に電力の供給を行うとともに、中央監視室において機器の監視及び発停制御を行う計画とすること。
- (ウ) キュービクルより、各所分電盤及び動力盤等への電源供給を行う計画とすること。
- (エ) 主要系統はケーブルラック上に敷設する計画とすること。
- (オ) ケーブルラック、配管仕様は、施工場所の耐候性を考慮して選定すること。
- (カ) 水がかかる等漏電のおそれがある負荷には、漏電遮断器を設ける計画とすること。

エ 雷保護設備

J I S規格、建築基準法に基づき雷保護設備を設置する計画とすること。

オ 電灯設備

- (ア) 照明器具は、配光・輝度・演色性・建築意匠との調和に配慮し選定すること。
器具の種別は最小限とし、維持管理の容易なものを選定すること。
- (イ) 照明器具は、原則LED照明器具とし、照度センサー等により昼間の消費電力を低減する工夫を行うなど、省エネルギー・高効率タイプのものを選定すること。
- (ウ) 屋内用、屋外用の照明制御盤を一括して中央監視室に整備する計画とすること。
- (エ) 居室部の照明器具は、天井埋込形を基本とし、反射グレアによる不快感を伴わないものとする。
- (オ) 各室の照度は、「建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）」の第1章（最新版）に基づいた照度を確保すること。
- (カ) 高所に設置するものについては、点検用歩廊、電動昇降装置等により保守が行いやすい計画とすること。
- (キ) 必要諸室の調光装置は、使用目的、機能、性能を満足したものとする。
- (ク) トイレや人通りの少ない廊下の照明は、人感センサー等による節電を計画すること。
- (ケ) 非常照明、誘導灯は関係法令や所轄消防署の指導に準拠し、配置すること。
また、非常照明は電池別置型とすること。
- (コ) 屋外照明は、周辺と調和をした灯具を効率的に配置し、照度センサー及びタイマーで自動的に点灯及び消灯する計画とすること。
- (サ) 故障等により全ての屋外照明が点灯しなくなる事が無いように複数の系統を設けること。

カ 太陽光発電設備

- (ア) 新庁舎の屋上等に積極的に太陽光発電設備を整備し、来庁者の目に触れやすい場所に表示装置を設置するなど、自然エネルギーの利用、啓発に役立つよう工夫すること。

ただし、太陽光パネルの反射等が周囲に与える影響や、美観にも配慮して設置を計画すること。

- (イ) 商用電源との系統関係形を基本とし、停電時には自立運転可能で、必要な負荷に供給することができるよう計画すること。
- (ウ) 閉庁時の発電を有効活用するために、蓄電池等の導入について検討すること。

キ コンセント設備

- (ア) 室内レイアウトや将来の需要増を考慮した上で、必要箇所に十分な一般用コンセントを設けるとともに、各室に配置される設備機器の容量を考慮し、必要に応じて専用コンセントを整備する計画とすること。
- (イ) 共用部及び屋外は、鍵付きとすること。
- (ウ) 新庁舎出入口付近及び隣接する広場空間に、外部用電源を計画すること。

ク 構内情報通信網設備

- (ア) 本業務の対象とする設備範囲は、次のとおりとする。
 - a 外部からサーバー室までの配管（本数は、現庁舎で関連のある電線管理者4社に加え、交換作業用配管及び将来的な需要増を見込んだ予備配管を検討すること。）
 - b サーバー室から各部屋までの配管
 - c 各部屋の情報コンセント
 - d EPS内のフロアスイッチ格納盤
- (イ) 設備容量及び仕様は、現状の庁内システムを収容でき、将来のシステム追加を十分考慮したものとする。
- (ウ) 通信情報用幹線として、将来用の増設経路を確保すること。
- (エ) ケーブルラックは、他の通信設備と併用が可能なものとする。
- (オ) 将来のレイアウト変更に対応できるよう配線経路等に配慮すること。
- (カ) EPSは、作業員2人が作業のできるスペースを確保することとし、各階に効率良く配置すること。
- (キ) 光接続箱は、十分な大きさのものを設置する計画とすること。

ケ 構内交換設備

- (ア) 無停電電源装置を設置し、停電時においても2時間以上稼働ができるようにすること。
- (イ) 停電時、無停電電源装置及び発電設備が稼働しない状況においても使用可能な電話を防災危機管理課、災害対策本部室、防災センター及び中央監視室に設ける計画とすること。
- (ウ) 局線については複数の通信事業者の引込み経路を確保するものとし、光ケーブル及びメタルケーブルの引込みができるものとする。

- (エ) M D F 盤及び構内交換装置を電話交換室内に整備する計画とすること。
- (オ) 構内交換装置は、次のとおりとすること。
- a 通話方式はダイヤルイン方式とし、この他に代表電話番号を設けて中継台方式を併用するものとする。これらは切替えスイッチにより次のとおり着信するものとする。
 - (a) 開庁時間

代表電話番号	中継台
ダイヤルイン番号	各電話
 - (b) 閉庁時間及び閉庁日（夜間）

代表電話番号	中央監視室
ダイヤルイン番号	中央監視室
 - (c) 選挙、災害時等

代表電話番号	中継台
ダイヤルイン番号	中継台
 - b 新庁舎内の全ての内線電話機（別工事で設置するものを含む。）と内線での相互通話が行える機能を設けること。
 - c 通話者が通話中の相手に対して、任意に保留音を送出できる機能を設けること。
 - d 一定時間受話器外し及びダイヤル途中放棄が続いた場合、警報音の送出手を当該内線電話機にて自動的に行う機能を設けること。
 - e 内線電話機を呼び出す際、該当内線が通話中であれば、グループ内の空き内線電話機に自動的に転送し、呼出しを行う機能を設けること。
 - f グループ内のいずれかの内線電話機へ着信があった場合、グループ内の他の内線電話機から応答できる機能を設けること。
 - g 内線電話機ごとに国際、市外、市内への外線発信制限の設定及び変更ができる機能を設けること。
 - h 着信した外線にて通話中の通話者が、任意の内線電話機にその外線通話を転送し、転送先の内線電話機で継続して通話を行える機能を設けること。
 - i リダイヤル機能を設けること。
 - j 新庁舎内で送受信可能な構内 P H S 機能（接続装置 C S 共）を設けること。
 - k 混雑時や業務終了、休日等に自動でメッセージによる対応が可能なよう音声応答装置を設けること。
 - l I P 電話への対応を可能とすること。
 - m ナンバーディスプレイへの対応を可能とすること。
- (カ) 発注者と調整の上、災害時優先電話を 1 回線以上計画すること。
- (キ) 電話機の台数は、各課等の人数に応じた数を想定すること。
- (ク) 各課等に 1 台を原則として、録音装置を設置する計画とすること。
- (ケ) 公衆電話機設置場所を 1 階の利用しやすい場所に計画し、配線及びノズルプレ

ートを整備する計画とすること。

(1) 現庁舎の回線の使用状況は、次のとおり。この他に新庁舎への集約化する施設に必要な回線数を検討すること。

- a 交換機収容回線数
 - (a) アナログ回線 14
 - (b) ダイヤルイン回線 64
- b 内線番号数
 - (a) 固定電話 230
 - (b) PHS 20
- c 直通電話回線数 1
- d FAX回線数 6
- e 公衆電話用回線数 1

コ 情報表示設備

(ア) 時計設備

- a 設備時計とし、電波等により自動で時刻修正ができるものとする。
- b 正確な時刻の表示を可能とするため、資料1「必要諸室及び諸元」に示す諸室に時刻表示装置を計画すること。
- c 一般室は、原則として300φ又は300角程度の壁掛型とし、待合ロビー等には、建築の意匠、配置等を考慮し、埋込型又は半埋込型等を採用すること。

(イ) 主要行事案内設備

- a 主要行事案内などの文字情報を表示するマルチサイン機能（大きさは50インチ以上）をエントランスに計画すること。
- b 操作部は、執務室にてキーボード、マウス等の入力機器により、表示データの作成ができ、内容の保存及び変更が随時可能な仕様とすること。
また、執務室にてリアルタイムで表示状態を確認できるようにすること。
- c 表示内容は、年間スケジュールの設定及び変更ができるものを計画すること。

サ 映像・音響設備

- (ア) 災害対策本部室、会議室等の映像・音響装置は、使用目的・機能・性能を満足したシステムとすること。
- (イ) 1階のエントランスにテレビを設置できるよう計画すること。
- (ウ) 構内情報通信網設備、放送設備、テレビ共同受信設備等と連携した計画とすること。

シ 放送設備

- (ア) 非常放送設備（業務放送兼用）を中央監視室及び電話交換室に整備する計画とすること。

- (イ) 火災時に火災報知設備と連動し、音声で状況、避難について放送できるようにすること。
- (ウ) 緊急地震速報端末と連動して非常放送ができるようにすること。
- (エ) 非常放送は、消防法及び所轄消防署の指導に準拠すること。
- (オ) 居室関係のスピーカーは、別置型の音量調節器とし天井埋込形とすること。

ス 誘導支援設備

- (ア) 音声誘導、点滅誘導、インターホン、ディスプレイ等の誘導案内設備により、障がい者に配慮した計画とすること。
- (イ) 一般用トイレ及びバリアフリートイレ内には非常用押しボタンを整備するとともに、トイレ外部にブザー付き表示灯を整備する計画とすること。
- (ウ) 中央監視室及び総務課にトイレ呼出し表示装置を整備する計画とすること。

セ インターホン設備

おもいやり駐車場及び時間外出入口に中央監視室に繋がるインターホン(カメラ・録画機能付き)を整備する計画とすること。

ソ テレビ共同受信設備

- (ア) 屋上に、地上波デジタル放送、衛星放送(BS/C S110度放送)を受信できるテレビ共同受信設備を整備する計画とすること。
また、光TVによる受信設備を併設し、映像・音響設備等と連携した共聴設備を計画すること。
- (イ) アンテナは屋上のパンザマストに整備すること。
また、TV端子を必要とする対象は、資料を参照すること。
参照：資料1「必要諸室及び諸元」

タ 防災設備

- (ア) 消防法、建築基準法及び知多市火災予防条例並びに所轄消防署の指導に従って、各種防災設備を計画すること。
- (イ) 中央監視室に主防災監視装置を設置し、新庁舎の運営及び管理業務と連携した防災情報を統括するシステムを構築すること。
- (ウ) 障がい者にも配慮した避難誘導装置を計画すること。

チ 防犯・入退室管理設備

- (ア) 非常通報装置、連絡用インターホン、赤外線センサー等の装置を設置し、施設内の防犯管理設備を計画すること。
- (イ) 外部出入口、1階ロビー、サーバー室、金庫室、各階の廊下、階段及びエレベーターには防犯カメラを設置する計画とすること。

- (ウ) 屋外からの出入口及び諸室に施錠装置を計画すること。
- (エ) 入退室管理はICカードによる方式等により管理し、入退室記録が行えるようにすること。
また、システムは各々独立したものとすること。
- (オ) 執務中の業務の関係場所以外のエリアには、グリルシャッター等で来庁者エリアから職員事務エリアへの立ち入りを遮断可能とする構造及び仕組みとすること。

ツ 昇降機設備

- (ア) 来庁者の利便性とバリアフリーの視点から動線計画を行い、新庁舎の階層数、各階の想定職員数、各階の想定来庁者数等から算出される適切な台数のエレベーターを配置すること。
ただし、設置台数は3台以上とする。
- (イ) 1台以上は、ストレッチャー対応とすること。
- (ウ) エレベーターは、建物の階層及び諸室への動線を考慮し、来庁者及び職員の利便性、セキュリティに配慮した配置とすること。
- (エ) 耐震クラスはS14とすること。
- (オ) 監視盤を中央監視室に整備すること。
- (カ) インターホンを中央監視室に整備する計画とすること。
- (キ) 制御盤は2階以上に整備する計画とすること。
- (ク) サービス階切り離し運転ができるようにすること。
- (ケ) 管制運転等の機能は、次のとおりとする。
 - a 地震時管制運転
 - b 火災時管制運転
 - c 非常用発電時管制運転
 - d 停電時救出運転
 - e ピット冠水時管制運転
 - f 浸水時管制運転
 - g 閉じ込め時リスタート運転
 - h 緊急地震速報連動運転
 - i 自動診断仮復旧運転
- (コ) 回生電力機能付きを基本とすること。

テ 中央監視設備

- (ア) 上水道、電力、防犯、空調、昇降機、照明、施錠、附帯駐車場管理等の運転状態や警報状態を監視及び操作ができる中央監視設備を整備する計画とすること。
- (イ) 中央監視室に集中管理パネルを整備し、一括管理ができるようにすること。
- (ウ) 中央監視設備の監視及び操作は、容易に操作を可能とするとともに、オペレーションマニュアルを整備すること。

ト その他

(ア) 現庁舎屋上にある愛知県高度情報システム、防災行政無線（同報系）60Mシステム、防災行政無線（移動系）MCAシステム及び全国瞬時警報システム（J-ALER TⅢ）を新庁舎屋上に移設する予定である。別途発注する移設の施工業者と調整し、機能を満足するように電源、配管等を計画すること。

参照：資料13「移設機器等一覧」

なお、各システムの移設に必要な業務及び実施時期は、次のとおり。

業務	実施時期
設置位置調査及び設計	着工前
基礎増打ち、鋼管柱設置に付随する固定用アンカーボルトの事前打込み、ケーブル等の敷設のための配管、ケーブルラックの設置及び必要な電源の確保	建設期間中
システムの移設、設置及び調整	新庁舎引渡し業務後

(イ) 別途発注する地震計、防災情報配信システム等移設の施工業者と調整し、機能を満足するように電源、配管等を計画すること。

(ウ) 別途発注する大気常時測定機器等移設の施工業者と調整し、機能を満足するように電源、配管等を計画すること。

(エ) その他什器・備品等の移設に必要な電源、配管等を計画すること。

(5) 機械設備計画の要求水準

ア 共通事項

(ア) 設備方式、使用器機材は、耐久性、信頼性、耐震性があり、長寿命、操作性、維持管理性、省資源、省エネルギーに配慮したものとする。

(イ) 機器更新時を考慮した配置計画とすること。

(ウ) 間仕切りの変更や部屋の用途変更などを考慮した計画とすること。

(エ) 地震時などの二次災害防止に配慮した計画とすること。

また、ガス、水道、排水管の建物導入部にも配慮すること。

(オ) 給水・給湯設備、排水通気設備、空調設備、衛生器具設備等について、諸室環境に応じた適切な計画を行い、結露防止や防カビ対策に配慮すること。

イ 熱源機器設備

(ア) 使用する燃料・エネルギーの種別は、受託者の提案によるが、地球環境負荷低減に配慮したものとする。

(イ) 売店等を運営するための熱源を確保すること。

ウ 空調設備

(ア) 空調設備は、資料を参照して配置することとし、特殊な温湿度条件を必要とする場合や使用時間帯が異なるものなどは、個別に計画すること。

参照：資料1「必要諸室及び諸元」

(イ) 空調方式及び空調機の型式は、空調負荷や換気量等を考慮し、適正な室内環境を維持することができるものとする。

また、用途、使い勝手、利用時間帯等に配慮した計画とすること。

(ウ) 空調設備は、カビ、ウイルス等が発生しにくい機器とすること。

エ 換気設備

(ア) 新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の発生を考慮し、室の用途、換気の目的等に応じて適切な換気方式及び換気性能を選定すること。

また、シックハウス対策に配慮した換気計画とすること。

(イ) 居室換気は、建築基準法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律に準拠し、24時間換気対策も考慮した換気量とすること。

(ウ) 居室換気設備は、省エネルギー性に配慮し、全熱交換器を整備する計画とすること。

(エ) 全体のゾーン分け、二酸化炭素濃度による換気量制御を行うなど、省エネルギー化に努めること。

(オ) 売店等の運営に当たり、厨房設備の臭気の拡散に注意すること。

オ 排煙設備

自然排煙を原則とし、必要に応じて機械排煙設備を設ける計画とすること。

カ 自動制御設備

(ア) エネルギー管理システム（BEMS）を導入すること。

(イ) 自動制御設備を整備し、建物内の設備電気機器の警報・状態監視するとともに、必要に応じて計量等を行えるようにすること。

(ウ) エアコン類は、空調の管理系統毎に集中リモコンを中央監視室に整備する計画とし、消し忘れを確認できるようにするなど施設運営に配慮した計画とすること。

キ 給水設備

(ア) 給水方式は、衛生的かつ合理的で経済性に優れた計画とすること。

(イ) 給水負荷変動に考慮した計画とすること。

(ウ) 災害時の対策として、飲料水を有効40 m³以上確保できる計画とすること。

(エ) 受水タンクには、給水栓、感震器連動の緊急遮断弁及び給水タンクローリーから受水タンクへの緊急用給水採水口を設けること。

(オ) 災害時の対策として、トイレは最低1か所以上水道直結式とすること。

- (カ) 外構等においても、適切な箇所に給水栓を整備すること。
なお、共用部分においては鍵付きとすること。
- (キ) 給排水管は、耐震化を行い、地盤の液状化にも対応した設計とすること。
- (ク) ごみ置場の付近には、給水栓を設ける計画とすること。
- (ケ) 災害時の対策として、トイレの洗浄水を3日以上確保する計画とすること。

ク 給湯設備

- (ア) 局所給湯方式を基本とし、各箇所の給湯量に応じた給湯器を選定すること。
- (イ) 飲用に適する給湯設備を設置すること。
- (ウ) 売店等を運営するための給湯設備を設置すること。

ケ 排水設備

- (ア) 雨水流出抑制に留意するとともに、比較的良い水質で集水できる屋根や屋上面の雨水を雑用水として使用するなど雨水を再利用する計画とすること。
- (イ) 直接公共下水道に放流できない排水（廃液を貯留するものを除く。）や下水道法令等による水質規制を受ける対象物質がある場合は、排水除外設備によって適切に排水処理した後、公共下水道に排出する計画とすること。
- (ウ) 災害時に備え、屋外に災害用トイレ（マンホールトイレ）が設置できるように給排水設備を計画すること。
- (エ) 災害時に公共下水道が破断する場合に備え、汚水貯留槽（3日分）を整備する計画とすること。

コ 衛生設備

- (ア) 衛生的で使いやすく、省エネルギー・省資源に配慮した器具を採用すること。
- (イ) 手洗いは自動水栓、自動石けんを使用すること。
- (ウ) 大便器は、原則として洋式便器（温水洗浄・暖房便座機能付き）とし、幼児用便座を適宜整備すること。また、各階に1台和式便器を設けること。
- (エ) 幼児用小便器を適宜整備すること。
- (オ) トイレの清掃を考慮し、掃除用流しは、男性用、女性用及びバリアフリースイールが隣接している場合は、いずれかのトイレに1つ設け、隣接しない場合は、各トイレに1つ設けること。
- (カ) 女性用トイレの鏡、手洗い数は、男性用よりも多く設置する計画とすること。
- (キ) 衛生陶器は汚れが付きにくく、落としやすいよう表面処理をしたものとする。

サ ガス設備

- (ア) ガスは必要な設備等に適切に供給する計画とすること。
- (イ) ガス使用箇所には、ガス漏れ警報装置を整備し、受信装置を中央監視室及び総

務課に整備する計画とすること。

- (ウ) ガスを使用する場合、新庁舎全体のガス供給を停止することができる緊急遮断弁を設けること。緊急遮断弁は、地震で感知して遮断する機能を有するとともに、中央監視室にて手動で遮断できる機能も有するものとする。

シ 消火設備

- (ア) 消防法、建築基準法及び知多市火災予防条例並びに所轄消防署の指導に従って、各種消火設備を設置する計画とすること。
- (イ) 消火器ボックスは原則として壁埋め込み式とすること。
- (ウ) サーバー室については、水損防止に配慮した消火設備を計画すること。

4 現庁舎の解体撤去の設計に関する事項

受託者は、仕様書に基づき現庁舎の解体撤去の設計業務を行うこととし、業務の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 受託者は、測量基準点等について、適宜移設を計画すること。
- (2) 現庁舎から廃棄又は移設する什器・備品については、発注者が解体工事前に撤去する予定である。
- (3) 解体工事の対象となる現庁舎には、PCB（ポリ塩化ビフェニル）を使用している機器又はPCB廃棄物は、現存していないことを確認済み。
- (4) 敷地内の植栽帯や樹木は原則存置する計画とすること。

ただし、解体撤去に支障となるもの、劣化が著しいもの、防災上望ましくないと思われるもの等については、発注者と協議の上、伐採の対象として計上すること。